## 適格合併等を行った場合の調整後の控除未済欠損金額 の計算に関する明細書

事業 · · 法人名 年度 · · 法人名

			週 恰 台 併 寺	を打つ	た場合	の調発	後の控制	未 木 済 火 損 :	金 額		
		5 H A A	控除未済欠損金額及		適格合併 適格合併	合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額 適格合併等の別: 適格合併・合併類似適格分割型分割 適格合併等の日: 被合併法人等の名称: 調整後の					
事業	午 庄	欠損金の			( IX E III IX	八哥の石が.	被合併法人等				
尹 禾	十段	区 分	(前期の別表七(一) 「(8)若しくは別表七 「2」、「3」若しくは「4	:(一)付表二	被合併法人 等 の 事 業 年度	欠損金の区 分	「最後事業年 事業年度の (4)、(8)若し	度若しくは分割前別表七(一)「3」又は 以表七(一)「3」又は くは別表七(一)付 」若しくは「4」		(1) + (2)	
			1					2		3	
:	:			円	: :			円			
:	:				: :						
:	:				: :						
:	:				: :						
:	:				: :						
:	:				: :						
:	:				: :						
	言	<b>'</b> †			Ī	計					
	特定資本関係を有する法人と適格合併等を行った場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細										
適格	合 併	等の別	適格合併	• 適 格	分割 •	適格現	物出資	適格合併等の	の日		
対 象	法法	人の別	被合併法人等(名	各称:		)	・当該法人	特定資本関係発	生日		
			共同事業を営むたぬ 格合併等に該当する		共同	事業を営	むためのう	適格合併等に	陔 当	しない場合	
			被合併法人等の未		并法人等の未		本関係事業年	以後の古巻に広			
対象法人の		欠損金の					業年度の未処	金額のうち特定			
			の控除木済久損		除未済欠損の	> >	を額又は控 欠 損 金	( ) 段寺損大阳ヨ領		欠損金~~	
事業	年度	区 分	「被合併法人等の最 業年度若しくは分	後事] 事業	`併法人等の最 延年度若しくは ĭ事業年度の別	分	八点亚		貝亚钡	「特定資本関係事業年度前 の事業年度である場合 は0、特定資本関係事業	
			事業年度の別表七	(一)     七(-	事業年度のが  一) [3] 又は当 ,の前期の別表	該     (5)(7)	うち特定資本 事業年度前の事			年度以後の事業年度である場合は(5)と(7)のうち	
			【期の別表七(一)「3」		[3]		に係るもの	J		少ない金額	
:	:		4	円	5	円	6	7 円	円	8	
:	:										
:	:										
:	:										
:	:										
:	:										
:	:										
	章	+									
		特	定資本関係事業:	年度以後の	欠損金額0	のうち特定	資産譲渡等	損失相当額の計	算の明	, 归細	
			関係事業年度以後		損金額	のうちゃ	步 定 資 産	譲渡等損失	相当	額の計算	
	法人	り   (性学次末		寺定引継資産		特定引継資産		特定資産譲渡等損		欠損金額のうち特定資	
事業年		ポー後の事業	年度のそれぞれ   「	有資産の譲渡 こよる損失の		有資産の譲渡 えによる利益				譲渡等損失相当額	
の事業	<b>美年</b> 度	青色欠損	金」	10		額		(10) — (11)		(9)と(12)のうちいずれか 少ない金額	
:	:		9 円	10	円	11	円	12	円	13	
:	:										
:	:										
:	:										
:	:										
( 1	計										

## 別表七(一)付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第57条第2項、第3項及び 第5項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》又は法第58条第2項《青色申告書を提出しな かった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定 の適用を受ける場合に記載します。
- 「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除 未済欠損金額1」の欄は、当該事業年度が法第57条第 6項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年 度(令第112条第17項(適格合併等による欠損金の引継 ぎ等》に規定する分割後分割の日の前日の属する事業 年度を除きます。) 又は法第57条第6項に規定する承 認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の 翌日の属する事業年度である場合には、同項の規定に より当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第 5項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個 別帰属額(以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。) を記載します。なお、当該事業年度前の各事業年度に おいて生じた欠損金額(欠損金額とみなされたものを 含みます。) のうち、法第57条第9項(令第112条第19 項の規定により読み替えて適用される場合を含みま す。) 又は法第58条第4項の規定によりないものとさ れる欠損金額及び令第112条第13項第3号に定める欠 損金額並びに当該法人が法第57条の2第1項《特定株 主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越し の不適用》に規定する欠損等法人である場合における 同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において 生じた同項に規定する欠損金額は、記載しないでくだ さい。
- 3 「被合併法人等の未処理欠損金額2」の欄は、法第 57条第2項に規定する適格合併等に係る同項に規定す る被合併法人等が連結法人(同条第7項に規定する連 結法人に限ります。)である場合には、当該連結法人 の連結欠損金個別帰属額を記載します。なお、同条第 8項に規定する欠損金額、令第112条第13項第1号及び 第2号に定める欠損金額並びに同条第15項(令第116

- 条の2第6項《未処理災害損失欠損金額の引継ぎの除外》において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける令第112条第15項に規定する被合併法人等の欠損金額並びに当該法人が法第57条の2第1項に規定する欠損等法人である場合における同条第2項第1号に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、記載しないでください。
- 4 法第57条第2項に規定する合併等事業年度及び法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する適格合併等に係る被合併法人又は分割法人(以下「被合併法人等」といいます。)の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)(当該被合併法人等が法第57条第7項に規定する連結法人である場合には、当該適格合併等の日の前日の属する連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表二のうち当該被合併法人等に係るもの)の写しを添付してください。
- 5 「共同事業を営むための適格合併等に該当する場合」 の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格 合併等に該当する場合又は同条第5項に規定する政令 で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同 事業を営むための適格合併等に該当しない場合」は、 同条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当 しない場合又は同条第5項に規定する政令で定める適 格合併等に該当しない場合に記載します。
- 6 「特定資本関係事業年度以後の欠損金額のうち特定 資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第 112条第8項(同条第10項において準用する場合を含み ます。)に掲げる金額を計算する場合に記載します。 この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産 の譲渡等特定事由による損失の額の合計額10」及び「特 定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによ る利益の額の合計額11」に記載した金額の計算に関す る明細を別紙に記載して添付してください。